

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

### 【告示】

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○ 平成三十一年度岡山県農林水産総合セン

担当課（室）

指導監査室

〃

健康推進課

〃

都市計画課

〃

経営支援課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

農政企画課

## 目次

○ ター農業大学の学生の募集

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○

○

○

○

○

○

○

担当課（室）

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

## ◎岡山県告示第二百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

PAKARA HOME1

#### 2 所在地

加賀郡吉備中央町上加茂五三〇番地四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社吉備高原PAKARA

#### 2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上加茂五三〇番地四

### 三 指定年月日

平成三十年四月一日

### 四 事業所番号

三三三三九〇〇〇二一

### 五 サービスの種類

共同生活援助

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

グループホームかしのき

#### 2 所在地

久米郡美咲町書副一七一―二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

社会福祉法人津山社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三二三八〇〇四九

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ばべの森

2 所在地

玉野市東紅陽台二一九―二五七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ばべの森

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区江並三〇〇番地一九

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四七二

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ばべの森

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

2 所在地

玉野市八浜町波知一八六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ばへの森

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区江並三〇〇番地一九

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四七二

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションそら

2 所在地

備前市日生町日生八〇三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三番地一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇〇二三八

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

レインボーハウス

2 所在地

備前市鶴海二一九一番三七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ロングアイランド

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六番地一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一―一〇〇二四六

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所まーる

2 所在地

総社市門田二九四―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 指定年月日

平成三十年四月一日

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四八一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

たいよしの丘 多機能型事業所 虹

2 所在地

高梁市落合町阿部二一五五番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人梁風会

2 主たる事務所の所在地

高梁市落合町阿部二一七四番地

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇一七四

五 サービスの種類

就労移行支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

のぞみ

2 所在地

総社市井手一〇〇四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

2 主たる事務所の所在地

総社市井手五七六番地五サンパレスN二〇二号

3 指定年月日

平成三十年四月一日

4 事業所番号

三三一〇八〇〇二六七

5 サービスの種類

就労定着支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パンジー

2 所在地

笠岡市笠岡二六六二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人すみれ会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二六二七番地

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四一二

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヒトノワ

2 所在地

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

都窪郡早島町早島三三六五番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一二六〇〇九五

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、行動援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

やまなみ

2 所在地

高梁市原田北町一二一四番地一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

2 主たる事務所の所在地

総社市井手五七六番地五サンパレスN二〇二号

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二三二

五 サービスの種類

就労定着支援



平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労定着支援事業所ハンズ

2 所在地

笠岡市西大島一七六七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハンズ

2 主たる事務所の所在地

笠岡市西大島一七七〇番地四

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇二九七

五 サービスの種類

就労定着支援

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

## ◎岡山県告示第二百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

就労継続支援B型事業所まーる

#### 2 所在地

総社市門田二九四―四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人リンク

#### 2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

### 三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

### 四 事業所番号

三三一〇八〇〇四七三

### 五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

たいよしの丘 多機能型事業所 虹

#### 2 所在地

高梁市落合町阿部二一五五番地の一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

医療法人梁風会

2 主たる事務所の所在地

高梁市落合町阿部二一七四番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇一七四

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パンジー

2 所在地

笠岡市笠岡二六六二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人すみれ会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二六二七番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇三四七

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヒトノワ

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

2 所在地

都窪郡早島町早島三三六五番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇二三四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、行動援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

松山通園センター

2 所在地

高梁市落合町阿部二五二三一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二一六

五 サービスの種類

生活介護

平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ばべの森

2 所在地

玉野市東紅陽台二一九―二五七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ばべの森

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区江並三〇〇番地一九

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三四〇

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第二百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ザグザグ薬局邑久店

瀬戸内市邑久町豊原八六一

平成三十年四月二日

◎岡山県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業倉敷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
倉敷市	岡山県南広域都市計画 下水道事業 倉敷公共下水道	昭和二十七年七月十八 日から 平成三十六年三月三十 日まで	収用の部分 平成二十九年岡山県告 示第二百一号の事業地の うち、玉島乙島の一部を 削る。 使用の部分 変更なし

〔二六一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二



# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）山陽マルナカ宇野店

所在地 玉野市宇野築港五丁目五九六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）山陽マルナカ宇野店

（変更後）山陽マルナカ宇野店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三  
(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二  
代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称） 山陽マルナカ日生店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称） 山陽マルナカ日生店

（変更後） 山陽マルナカ穂浪店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三  
(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二  
代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ美作店

所在地 美作市豊国原一〇一七番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ備前店

所在地 備前市伊部字出口一三七二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二



# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三九〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ山陽店

所在地 赤磐市下市字南一三三番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二六八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）山陽マルナカ新早島店

所在地 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）山陽マルナカ新早島店

（変更後）山陽マルナカ新早島店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一六九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ矢掛店

所在地 小田郡矢掛町西川面四六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二



# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二七〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ北房店

所在地 真庭市上水田五〇八三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ金光店

所在地 浅口市金光町大字占見新田五二一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一七二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字森山後三四九八番三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美  
4 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二七三〕平成三十一年度の岡山県農林水産総合センター農業高等学校（以下「農業大学校」という。）の学生の募集を次のとおり実施する。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で計三十五名

推薦入学人員は、募集人員のおおむね七割とするとともに、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学・一般入学共通

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成三十一年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育（通常の課程以外の課程によるこれに相当する学校教育を含む。）を修了した者（平成三十一年三月修了見込みの者を含む。）

(2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者（平成三十一年三月修了見込みの者を含む。）

(3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(4) (1)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

2 推薦入学

次の要件を全て満たす者

- (1) 県内での就農意欲が高く、本県農業の担い手となる意思が強い者であること。
- (2) 人物及び健康に優れ、高等学校長等が責任を持って推薦する者であること。
- (3) 農業大学校を専願する者であること。

3 一般入学（前期・後期）

県内で農業を実践するにふさわしい者



三 入学試験等

1 推薦入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

平成三十年八月二十九日（水曜日）から同年九月十二日（水曜日）まで。なお、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 履歴書（所定の用紙）

(ウ) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）

(エ) 身体検査書（所定の用紙。平成三十一年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）

(オ) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(カ) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(イ)の履歴書に貼り付けること。）

(キ) 推薦書（所定の用紙）

a 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

b その他の者については、次のいずれかに該当する者の推薦書

(a) 出身の高等学校又は中等教育学校の校長

(b) 本人若しくは親の現住所又は就農予定地を所轄する市町村長、農業協同組合長又は農業普及指導センター所長

(ク) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、三百九十二円分の切手を貼つた返信用封筒（長形三号）

ウ 提出先

農業大学校

〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七

(2) 入学試験

ア 試験日時

平成三十年九月二十九日（土曜日）午前九時三十分から

イ 試験場所

農業大学校

ウ 試験科目

筆記試験及び面接

エ 筆記試験の科目

小論文

(3) 合格発表

平成三十年十月十二日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学校のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

2 一般入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

(ア) 前期試験

平成三十年十月十七日（水曜日）から同月三十一日（水曜日）まで。なお、

郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(イ) 後期試験

平成三十一年一月四日（金曜日）から同月十六日（水曜日）まで。なお、

郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 履歴書（所定の用紙）

(ウ) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）

(エ) 身体検査書（所定の用紙）。平成三十一年三月に高等学校又は中等教育学校

を卒業見込みの者については不要）

(オ) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(カ) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチ

メートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(イ)の履歴書に貼り付ける

こと。)

(キ) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

ウ 提出先

1(1)ウに同じ。

エ 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては、一般入学後期試験を実施しないことがある。

オ 推薦入学試験に不合格となった者のうち一般入学前期試験又は一般入学後期試験の受験を志願するもの及び一般入学前期試験に不合格となった者のうち一般入学後期試験の受験を志願するものは、次の書類をアの受付期間中に提出することにより、当該試験を受験することができる。

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 写真 一枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）

(ウ) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

(エ) 第一志望の専攻コースを変更する場合にあつては、志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(2) 入学試験

ア 試験日時

(ア) 前期試験

平成三十年十一月十六日（金曜日）午前九時三十分から

(イ) 後期試験

平成三十一年一月三十日（水曜日）午前九時三十分から

イ 試験場所

農業大学校

ウ 試験科目

筆記試験及び面接

エ 筆記試験の科目

必須科目 小論文

選択科目

次の科目のうちいずれか一つの科目を選択すること。ただし、いずれの科目を選択した場合であっても基礎的な学力を問う共通の計算問題を出題する。

- (ア) 数学Ⅰ
- (イ) 生物基礎
- (ウ) 農業と環境

(3) 合格発表

ア 前期試験

平成三十年十一月三十日（金曜日）午前十時頃

イ 後期試験

平成三十一年二月八日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

四 その他

1 修業年限 二年

2 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

〔二七四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市	測量区域
基準点測量及び水準測量	測量の種類
平成三十年三月十六日	終了年月日

〔二七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三八二―三、三八二―五、三八二―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

新見市豊永佐伏二二五〇

山下 宏治

三 許可番号

岡山県指令建指第三四三号

〔二七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八八―七、一八八―九、一九一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田八九二浅尾住宅二―三―三

福原 將晃

三 許可番号

岡山県指令建指第三五四号

〔二七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字国府西九二五―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二三五二―五

竹田 文太

総社市総社一〇一五―一コーポ岡一〇二号

竹田扶美子

三 許可番号

岡山県指令建指第三二九号



〔二七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六五―四、五六六―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町大谷八三二―三 グラン・エスペールA二〇一

山部 将太

三 許可番号

岡山県指令建指第三二二二号

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市高野本郷一二七〇―一、一二七〇―二、一二七〇―三、一二七〇―四、一二七〇―五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市山北五二〇

津山市長 谷口 圭三

三 許可番号

岡山県指令建指第二四七号

〔二八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市平福字頼元四三一―一、四三二―一、四三三―一、四三三―二、四三四―一、四三四―二、四三四―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県広島市南区段原南一丁目三一五二

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長 加栗 章男

三 許可番号

岡山県指令建指第三二一―号

# 平成30年4月13日 岡山県公報 第11981号

〔二八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字天神後一―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市水江一二七八―一フォーレス水江D棟二―一―号室

東 宏次

東 早苗

三 許可番号

岡山県指令建指第三一一号